

Japanese Practice News

KPMG Global Japanese Practice (Taiwan firm)

December 2023 | Special alert

リマインド – 3月決算企業の営利事業所得税（法人税）の中間納付について（COVID-19の影響による条件を満たす場合の免除を除く）

3月決算企業は12月1日～12月31日に営利事業所得税の中間納付申告を行わなければなりません。COVID-19の影響を受けている会社は次ページの規定に基づき、中間納付の免除を申請することができる、又は免除を直接適用することができます。

次ページの規定を満たさない企業は中間納付を行う必要があります。

営利事業者は上半期の実際の経営状況を考慮し、当期上半期の収益が減少した場合は一般の申請を採用し、前年度の納税額の1/2を営利事業所得税として中間納付することが会社にとって不利になる場合は、公認会計士の税務監査を受けた上半期（6か月間）の実際の所得額に基づいて中間納付税額を計算することができます。こちらについては、監査手続の準備のため、早めに担当会計士と検討するようお勧めします。

1. 納付期間

3月決算の場合は、12月1日から12月31日までになります。

2. 納付税額計算及び申告方法について

①一般申告

納付税額:

2022年度確定申告納付税額の2分の1

申告方法:

投資税額控除、行政救済未控除税額及び源泉税額を中間納付税額から控除しない場合は、中間納付税額を納付することで、中間納付税額の申告が免除されます。投資税額控除がある場合、中間納付税額申告書を作成し、中間納付税額領収書及び税額控除証明書類を添付し、管轄税務機関に申告します。

以下の「電子申告納税サービス」ウェブサイトで納付書をプリントアウトできます。

<https://www.etax.nat.gov.tw/etwmain/front/ETW144W3>

②実額申告

納付税額:

青色申告適用事業者又は会計士の税務監査を受け期限内に申告する会社は、2023年度上半期実績により所得税法に基づいて計算した上半期所得税額をもって中間納付税額とすることができます。2023年度の営利事業所得税の税率は20%です。

徴収免除額を含めてまとめると下表の通りです。

年度	年間課税所得額 (P)	営利事業所得税額 (T)
	$P \leq 120,000$	徴収免除
2023	$120,000 < P \leq 200,000$	$T = (P - 120,000) \div 2$
	$200,000 < P$	$T = P \times 20\%$

3. 中間納付税額からの外国税額控除

②実額申告の場合、上半期に外国で納めた税額については、控除限度額内において当該源泉地等にて発行された(台湾領事館等の認証済)証憑を税務機関に提出することにより控除することが出来ます。

財政部による2023年度営利事業所得税(法人税)の中間納付免除に関する規定の公告

財政部は2023年8月11日に解釈通達を公告しました。COVID-19による影響を受けた営利事業者は、「嚴重特殊伝染性肺炎予防及び救済振興特別条例」(以下、救済条例)の施行期間(2020年1月15日から2023年6月30日)の廃止前において、一定の条件を満たす場合、営利事業所得税の中間納付は免除されます。救済条例の施行は2023年6月30日までであり、営利事業者が12月決算、又は一部の特殊会計年度(例:3月決算)の場合、その2023年度上半期の運営期間(即ち中間納付の所得期間)が依然として救済条例施行期間(2023年6月30日まで)に属することを考慮し、2023年度営利事業所得税の中間納付免除の措置が提供されます。但し、営利事業者の2023会計年度の開始日が7月1日以降である場合、その2023会計年度はすでに救済条例が施行されていない期間であるため、一般の税制規定を適用して中間納付を行う必要があります。

申請不要で中間納付免除が直接適用できる状況

- (一)前3年(2020、2021、2022年)において営利事業所得税中間納付が免除された場合、2023年も中間納付の免除を直接適用することができる。
- (二)2023年中間納付申告期間の開始前において、国税局から営利事業所得税、営業税、貨物税、たばこ・酒税、特種貨物及び役務税の延期又は分割納税が許可された場合。

- (三)2023年度中間納付申告期間の開始前において、COVID-19の影響を理由に営業税の過大納付税額の還付が承認された場合。

中間納付の免除を申請後適用される状況

以下の状況のいずれかを満たす場合、2023年度営利事業所得税の中間納付申告期間において、申請書及び関連証明書類を添付し、所在地の国税局に2023年度営利事業所得税の中間納付の免除を申請することが出来ます。

- (一)中央目的事業主務機関が救済条例第9条第3項に基づき定めた細則に基づき、救済、助成、補償、振興関連措置を受けている。
- (二)その他COVID-19の影響により短期における売上高が急減した。(例えば、2020年1月から連続2か月の平均売上高又はいずれか1か月の売上高が2019年12月以前の6か月或いは2018年以降の何れか1年間の同期の平均売上高より15%以上減少した、又はその他売上高が急減した状況があった場合。)



KPMG Taiwan Network

台北事務所

主要聯絡人

台北市 110615 信義區
信義路 5 段 7 號 68 樓

T +886 2 8101 6666 (代表)
F +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市 300091 東區
科學園區展業一路 11 號

T +886 3 579 9955
F +886 3 563 2277

台南事務所

台南市 700002 中西區
民生路 2 段 279 號 16 樓

T +886 6 211 9988
F +886 6 6229 3326

台中事務所

台中市 407059 西屯區
文心路二段 201 號 7 樓

T +886 4 2415 9168
F +886 4 2259 0196

高雄事務所

高雄市 801647 前金區
中正四路 211 號 12 樓の6

T +886 7 213 0888
F +886 7 271 3721

Contact us

Partner

李 宗霖

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02337
E johnnylee@kpmg.com.tw

陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02909
E byronchen@kpmg.com.tw

柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:16592
E jasonko1@kpmg.com.tw

林 琇宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02587
E slin1@kpmg.com.tw

友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:06195
E kojitomon@kpmg.com.tw

記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給与計算等

蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:00584
E etsai@kpmg.com.tw

登記部門

会社設立、VISA申請

李 美儀

協理

T +886 2 8101 6666 內線:02340
E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

坂本 幸寬

T +886 2 8101 6666 內線:19065
E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

平野 健史

T +886 2 8101 6666 內線:19794
E thirano1@kpmg.com.tw

kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2023 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

発行責任者：陳彥富統括 / KPMG台湾

